

# ○深川市一般家庭飲用水水質検査実施補助金交付要綱

平成24年10月1日

訓令第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地下水等を水源として飲用に供給する水（以下「飲用水」という。）が有害物質及び細菌等の汚染により飲用水の衛生確保に支障を来すことが危惧されることにかんがみ、一般家庭の飲用水に供する井戸等の衛生確保を図るため、水質検査を実施する者に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、水質検査とは、保健所又は計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録を受けた計量証明事業者において、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の定めるところにより地下水等の品質、成分を検査することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 深川市水道事業の給水区域外に居住し、一般家庭飲用水の水質検査をした者
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、水質検査に要した費用の2分の1以内とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、当該2分の1の額が5,000円を超えるときは、5,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、深川市一般家庭飲用水水質検査実施補助金交付申請書（別記様式第1号）により、保健所において水質検査を実施した場合は水質検査成績書の写しを、計量証明事業者において水質検査を実施した場合は水質検査成績書の写し及び領収書の写しを添えて申請するものとする。

2 補助金の交付申請は、水質検査を行った日の属する年度内に限る。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、助成金交付の可否を決定し、申請者に対して深川市一般家庭飲用水水質検査実施補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は深川市一般家庭飲用水水質検査実施補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき、年1回までとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付通知を受けた申請者は、深川市一般家庭飲用水水質検査補助金交付請求書（別記様式第4号）により市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付す

るものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者がいるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。